

令和 3 年 3 月 定例会 一般質問

通告 1

質問 成年後見制度の利用と促進に関する法律と中核機関について

答弁 根室振興局に調整などを相談してまいります

7 番 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

7 番、宗形一輝です。成年後見制度の利用と促進に関する法律と中核機関について質問させていただきます。

後見制度は判断能力の低下等により、財産の管理または日常生活等に支障が出ないようにサポートしていく制度ですが、支障がある者を社会全体で支え合い、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度の利用促進が必要です。

国内では 2025 年には認知症有病数が 700 万人を超える指標もあります。当町においてもますます必要とされる分野ですが、成年後見制度促進利用法における中核機関を整備していないため、生活上の大きな支障が出ない限り制度を利用することはありません。中核機関を整備し、これに対する協議会を設置すれば、もっと多くの方が権利擁護と意思決定支援を受けられます。

中核機関は地域連携ネットワークの中核となる機関で、支援が必要な人が制度を利用できるよう、法律家である弁護士や司法書士はもちろん、福祉関係、医療関係、金融関係団体、民生委員、社会福祉協議会等の各分野における専門家が集まりネットワークを構築するシステムとなっております。一部の機能は後見センターにおいて、仕組み上担っているところではありますが、現状、その機能は十分に発揮されておらず、中核機関設置とともに、さらなる機能強化が要請されます。

具体的機能として、広報、相談、利用促進機能として受任者調整等の支援、後見人支援機能、不正防止効果があります。また、制度の利点として後見人への適切なバックアップ体制があること、難しいケースに対応するための会議が開催されること、多職種間でのさらなる連携強化ができること等があり、家庭裁判所との情報交換や調整もできます。

当町でも実施された市民後見人の活用においても、市民後見人が仕事するに当たって



中核機関を第1窓口として相談対応することもできます。成年後見制度利用促進法における基本計画が平成29年度から5カ年計画で設定し、令和3年度が最終年度となっていることから、地方は特にリーガルサポートを受けにくいところですので、一刻も早い中核機関の整備、協議会の設置、計画の策定が求められます。

一個人が頑張ってできるものではなく、町や社会福祉協議会等の支援がなければできない機関となっております。この件に関して町長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

宗形議員御質問の「成年後見制度の利用と促進に関する法律と中核機関について」御答弁申し上げます。

中標津町には中標津町社会福祉協議会の成年後見センターと、本年度新設されました一般社団法人後見ネット道東の二つの成年後見制度の実施機関がございます。

町社協は独自事業として、法人後見人業務や北海道社会福祉協議会の委託により日常生活自立支援事業などの権利擁護事業を実施する一方で、介護保険事業や障害者支援事業を運営しておりまして、成年後見実施機関として、福祉サービス系の身上保護、知識、経験が活かされております。

後見ネット道東は弁護士が代表を務める法律の専門職により組織されているため、財産相続、分割協議、財産処分など、財産管理の分野に専門性が活かされる成年後見実施機関でございます。

本町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定された平成28年に、中標津町における成年後見実施機関の開設に係る検討委員会を設置しまして、東京大学の専門家から意見をいただきながら、町内の弁護士や司法書士、福祉団体などにより検討を重ねまして、翌年度に町社協に成年後見実施機関を設置し、本町の委託事業として成年後見センター業務を受託いただきまして、成年後見制度に係る相談業務、普及啓発業務、市民後見人養成業務など、成年後見中核機関の一部機能を併せ持つ実施機関としたところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、町社協は福祉分野のノウハウが身上保護の分野で活かされておりますが、財産管理面では弁護士等の専門職に助言をいただき業務を行っていることから、今般設置されました法律の専門家による後見ネット道東と、本町の成年後見制度に係る住民サービスについて、それぞれの特性を活かした業務の役割と連携について協議を進めることで申し合わせを行ったところでございます。

議員が御指摘のとおり、町社協の成年後見センターが十分に機能を発揮できていない

分野で後見ネット道東との業務連携が進むことで、本町の判断能力が不十分な方々の権利擁護と意思決定支援の体制が強化されるものと大きな期待をしているところでございます。

中核機関の整備につきまして、本町としては二つの成年後見実施機関と業務連携を進め、住民サービスに直結する後見人業務の効率的な実施を推進するとともに、中核機関の設置につきましては、人口規模から管内4町における対応を模索するため、後見ネット道東にその協力を求めているところでございまして、今後の展開によって、根室振興局にその調整などを相談していきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。